

「高浜発電所第3号機 設計及び工事計画届出（蒸気発生器伝熱管補修工事）」  
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

<届出書>

届出件名	高浜発電所第3号機 設計及び工事計画届出（蒸気発生器伝熱管補修工事）
届出概要	高浜発電所第3号機第26回定期事業者検査の蒸気発生器伝熱管体積検査において、渦流探傷試験にて有意な信号指示の認められた蒸気発生器伝熱管について施栓を実施することから、設計及び工事計画届出を行う。

上記の届出に関する核セキュリティおよび保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティおよび保障措置への影響の有無>

	確認項目	影響有無	理由
核セキュリティ (核物質防護規定)	①防護対象の追加等の有無	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであり、新規設備設置がないため、防護対象の追加等はない。
	②侵入防止対策に係る性能への影響	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであるため、侵入防止対策に係る性能への影響はない。
保障措置 (計量管理規定)	①設計情報質問書（DIQ: Design Information Questionnaire）の変更が必要か。	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであるため、DIQの変更は必要でない。
	②査察機器の移設又は新規設置が生じるか。	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであるため、査察機器の移設及び新規設置はない。
	③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設するか。	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであるため、恒久的な建物・構築物の新たな建設はない。
	④既存の査察実施方針に影響があるか。	無	蒸気発生器伝熱管への施栓のみであるため、既存の査察実施方針に影響はない。